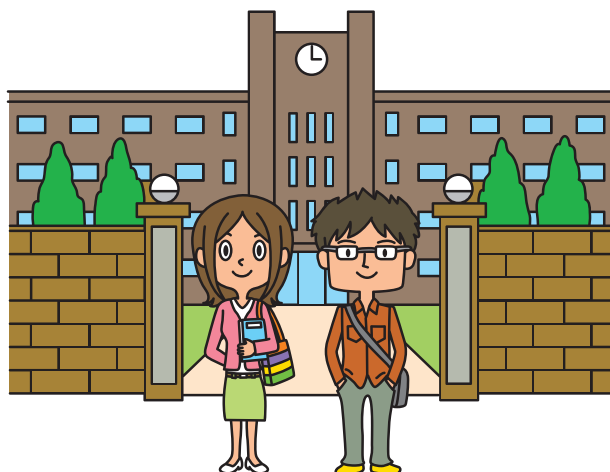


安心して学生生活を過ごすための 東放学園の学生総合保障制度

学生総合保障制度は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。



団体割引
10%
適用

新型コロナウイルス感染症に対応！

保険金お支払い実例：新型コロナウイルス感染症陽性となり、医師の診断で10日間の自宅療養となった。
(保険金支払金額 30,000円) 宿泊施設・自宅療養も補償されます。 ※詳しくは中面をご確認ください。

国内外問わず24時間補償します！

1 賠償責任

自転車事故等で他人をケガさせてしまった場合！
誤って他人のものを壊してしまった場合！

- 全国各地の自転車条例に対応しています。
- ご家族の賠償事故も補償されます。
- 賠償責任の示談代行サービス付(国内での事故に限る)

2 傷害

通学途中はもちろん、クラブ活動・レジャー等、
学内外でケガをした場合！

3 育英費用・学業費用

扶養者に万一のことがあった場合、
卒業時までの学業費用を補償！

2022年7月現在、新型コロナウイルス感染症(*1)は感染症法(*2)第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。
(*1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、)であるものに限り、
(*2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。

お申込み締切日 2023年3月24日(金)

保険期間 2023年4月1日～2025年4月1日(2年間)

総合生活保険（こども総合補償）

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

1. 学生総合保障制度の特長

補償上のメリット

その
1

個人賠償責任 (24時間国内外補償) 示談交渉付 ご家族も補償

学生自身はもちろんご家族が国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※インターンシップ・アルバイト中や受託品の損壊等の事故も補償の対象になります。

※自動車(原付を含む)、モーターボート等による賠償事故は、対象になりません。

※同じスポーツをプレー中の者に対する事故は一般的に法律上の賠償責任が発生しないため、対象とならない場合があります。

※下宿学生の家主に対する賠償(下宿先の損壊)は補償の対象となりません。

〔国内外1億円〕(免責金額(自己負担額):なし)

※個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



その
2

学生本人のケガの補償 (24時間国内外補償) 通院1日目から補償

■学生自身が不慮の事故(急激かつ偶然な外来の事故)で

①亡くなられたとき ②後遺障害が生じたとき
③入院されたとき ④通院されたとき ⑤手術を受けられたとき
に所定の保険金をお支払いします。

※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故についてはこの保険では対象となりませんので別途に保険をご手配ください。



特定感染症の補償 新型コロナウイルス感染症に対応!

国内外で学生本人が特定感染症(新型コロナウイルス、O-157等)を発病し、

①後遺障害が生じたとき ②入院されたとき
③通院されたときに所定の保険金をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症については、宿泊施設・自宅療養も補償されます。

※補償開始日から10日以内に発病した特定感染症は対象となりません。

※地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は補償されません。

2022年7月現在、新型コロナウイルス感染症(*1)は感染症法(*2)第6条第7項第3号に規定されているので、補償対象となります。

(*1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、)であるものに限り、

(*2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。



その
3

扶養者に万一のことがあった場合の補償

指定された扶養者が急激かつ偶然な外来の事故により死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合

●育英費用を補償

ご加入の育英費用保険金を全額一時にお支払いします。

●安心して学校生活を続けるための学業費用(学資費用)を補償

・授業料等の【学資費用】を補償

お支払い対象期間中(※)に授業料等学校に納付した学業費用(学資費用)を支払対象期間中の各支払年度ごとに、保険金額を限度に実費をお支払いします。

※学業費用のお支払い対象期間とは扶養者が扶養できなくなった日の翌日から学業費用をお支払いする期間の終期までをいいます。



※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、このパンフレットの「総合生活保険(こども総合補償)補償の概要等」P6～P7をご確認ください。

2. 保険金額と保険料

職種級別A

団体割引 **10%**適用

保険期間(2023年4月1日～2025年4月1日)2年間

学生ご本人の補償	その1	個人賠償責任 免責金額(自己負担額):0円 (記録情報限度額500万円)	国内 1億円 国外
	その2	死亡・後遺障害(特定感染症は後遺障害のみ)	125万円
	傷 特定感染症	入院保険金日額(1日につき) *1	3,000円
		通院保険金日額(1日につき)	1,000円
	その3	育英費用	10万円
扶養者に万の際の補償		学業費用(学資費用)	120万円
		学業費用支払期間	2年
保 険 料 (一時払)			18,600円

*1 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。(特定感染症は対象外)

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(*2)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(*2)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造作業」

※学業費用の支払対象期間は扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から2025年4月1日までです。

※この保険契約は、東放学園を契約者とし、東放学園に在籍する学生の皆様が被保険者(保険の対象となる方)とする総合生活保険(こども総合補償)の団体契約です。従いまして、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東放学園が有します。

※加入者には加入者証が発行されます。東放学園の団体構成員でなくなった場合は必ずお申し出ください。(お申し出があった日が解約日となります。)

※お申込締め切り日以降に保険に申し込まれる場合は、保険料が異なります。

3. 東放学園での保険金支払いの実例

例1 授 業 中

ロケーション撮影中、塀に登りアングルを確かめようとした際、バランスを崩し転倒した。
(保険金支払金額 213,750円)

例2 プ ラ イ ベ ー ト

自転車で行中、駐車中の車に接触しキズをつけてしまった。
(保険金支払金額 51,450円)

例3 学生本人の賠償事故

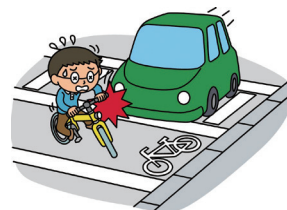
撮影のために借りていたマンションで撮影中、床を汚し原状復帰が不可能となり、床全面張り替えとなった。
(保険金支払金額 378,000円)

例4 ご家族の賠償事故

高校生の妹が、所属する吹奏楽部のオーボエを誤って落とし、破損させてしまった。
(保険金支払金額 210,000円)

例5 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症陽性となり、医師の診断で10日間の自宅療養となった。
(保険金支払金額 30,000円)



4. 保険期間

2023年4月1日 午後4時 ▶ 2025年4月1日 午後4時 までの **2年間**

5. お申込締め切り日

2023年3月24日(金)

6. お申込方法

入学から卒業まで、一度の手続きで 卒業まで安心!

STEP 1

同封しております**〈加入依頼書〉**に必要事項をご記入ください。

記入例に従いご記入ください。
「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねてあります。

STEP 2

ゆうちょ銀行または郵便局から保険料をお振込みください。

振込手続きをもってお申込みは完了します。
なお、振込手数料は払込人負担です。



STEP 3

5月下旬頃、加入者証が到着します。

加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。

*加入者証は保護者宛にお届けします。学生の方には加入者カード(携帯用)をご用意しています。

※「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

4月1日以降にお振込みいただいた方は、入金月の翌月1日 午前0時より補償開始となります。

お申込締め切り日以降に申し込まれる場合は保険料が異なりますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

●お申込時点で下宿先住所がお決まりでない方

お申込時点で学生の住所が決まってない場合は、自宅住所をご記入ください。

7. お問い合わせについて

〈取扱代理店〉

(株) 東放学園サービス

〒160-0023 東京都新宿区西新宿2-11-2 東放学園アトリエクマノ3階

☎(03)5990-5955

〈引受保険会社〉

東京海上日動火災保険(株)(担当課) 本店営業第四部 営業第一課

〒100-8107 東京都千代田区大手町1丁目5番1号

大手町ファーストスクエアW 13階

☎(03)3285-1239

8. 万一の事故の時

東京海上日動火災保険株式会社 東京海上日動安心110番(事故受付センター) **0120-720-110**(24時間365日受付)

※事故が発生した場合は直ちに事故の日時、場所、被害者名、事故状況、加入者番号などをご連絡ください。

日本国外での賠償責任事故の場合には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

保険の対象となる方(被保険者)について

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入いただける方

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入できる方は、保険期間中に在籍する学生・生徒の方です。(入学手続きを終えた方を含みます。)*2

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。

*2 専修学校および各種学校については、教育基本法に定める義務教育を終了している方に限ります。

「保険の対象となる方(被保険者)の範囲」

それぞれの基本補償について、保険の対象となる方は、以下のとおりです。

	傷害補償	個人賠償責任
	本人型	家族型
ご本人*1	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の同居のご親族	—	○
ご本人*1もしくは親権者またはご本人*1の配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

また、ご本人*1以外の上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)*も保険の対象となる方に含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者・本人)」として記載された方をいいます。

「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説

(1)配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)*にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、適用されます。

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2)親 族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3)未 婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

！ 育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカル
ソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応
じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・電話介護相談 : 9:00~17:00
・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護
サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご
相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用
いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門
医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護
の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な
情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の
方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談 : 10:00~18:00
・税務相談 : 14:00~16:00
・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご
相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報
等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者
といえます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の
負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

9. 学生総合保障制度 補償の内容

■総合生活保険（こども総合補償）補償の概要等

保険期間：1年超

【傷害補償】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のよう急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ - 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ - 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） - 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ - 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ - 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ - 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ - 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ - ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ - オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ - 自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ - むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。 なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複しては、お支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。 *1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限りします。 *2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限りします。	- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 - 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 - 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） - 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 - 傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 - 保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。）

育英費用補償特約	扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・むちうち症や腰痛等で、医学的に他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等
学業費用補償特約 学資費用保険金	扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀嚼しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払最終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。	

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等 *3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 等 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

このパンフレットは総合生活保険(こども総合補償)の概要をご紹介しますものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」P8～をよくお読みください。
 ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約
●救済費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、個人賠償責任補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記①から③をご確認ください(項目名は商品によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記①から③の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

①総合生活保険(傷害補償)

職業・職務等*1が告知事項かつ通知事項(☆)*2となります。

他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

②総合生活保険(こども総合補償)

職業・職務等*1、公的医療保険制度*4が告知事項かつ通知事項(☆)となります。

生年月日、他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

③総合生活保険(個人賠償責任補償)

他の保険契約等*3を締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 交通事故傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項かつ通知事項(☆)とはなりません。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

*4 医療費用補償特約をセットされる場合のみ告知事項かつ通知事項(☆)となります。



2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



3 死亡保険金受取人

総合生活保険(傷害補償、こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●借家人賠償責任補償特約

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険(傷害補償、こども総合補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償、こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。
※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票（被保険者票）はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票（被保険者票）が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票（被保険者票）が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控え等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票（被保険者票）とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

注意喚起情報

通話料有料

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター
（東京海上日動安心110番）

 **0120-720-110**

受付時間：24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202203

＜2022年10月1日以降始期契約用＞

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 保険金をお支払いする主な場合 | ☐ 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| ☐ 保険期間 | ☐ 保険料・保険料払込方法 |
| ☐ 保険の対象となる方 | |

2. 加入依頼書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく商品に応じてご確認ください事項】

確認事項
☐ 加入依頼書の「生年月日」または「満年齢」欄は正しくご記入いただいていますか？
☐ お子様(被保険者—保険の対象となる方)がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別B に該当する方」に該当しないことをご確認くださいませましたか？ なお、「職種級別B に該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。) (*) 各区分(職種級別A またはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○ 職種級別A に該当する方…下記の職種級別B に該当しない方 ○ 職種級別B に該当する方…アルバイト等で、継続的に以下の6 業種のいずれかに従事される方 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202203

<2022年10月1日以降始期契約用>

※この保険は、保険期間中に在学している方のみ適用されます。

従って、退学後は保険が適用されなくなりますので、下記連絡先まで解約手続きをしてください。

●お問い合わせ連絡先

東放学園学生総合保障制度

代理店 (株)東放学園サービス

〒160-0023 東京都新宿区西新宿2-11-2 東放学園アトリエクマノ3階

☎ (03) 5990-5955

受付時間：平日 10:00～17:00

保険会社

東京海上日動火災保険(株)

本店営業第四部 営業第一課

☎ (03) 3285-1239

受付時間：平日 9:00～17:00